

(□地域密着型通所介護・□介護予防通所型サービス・□共生型生活介護)重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所
事業所の名称 (種類:指定番号)	カルチャースクール 亀吉 (地域密着型通所介護・介護予防通所型サービス:1472202934) (生活介護:1412202044)
事業所の所在地	神奈川県藤沢市鵠沼海岸 7-20-21
連絡先	電話番号 0466-34-8441 フックス 0466-34-8552
営業日	営業日 月曜日～金曜日(祝日は営業)※12月29日から1月3日までを除く
営業時間	8:30～17:00
定員	定員 15名
支援実施地域	藤沢市(辻堂・藤沢・鵠沼・片瀬地区)
送迎実施地域	当該事業所から送迎車両で片道10分以内
併設サービス	通所型サービス・生活介護・訪問介護・地域密着型通所介護
第三者評価	実施なし

2. 事業の目的・運営方針

目的	事業者は適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護・障害の状態にある高齢者及び障害者に対し、適正な支援を提供するものとする。
運営方針	1 事業の実施に当たっては利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 2 事業所の従業員は、利用者が自立した日常生活を営むことを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、適切な支援及び介護等を行うとともに、機能訓練等を実施する。また、利用者の家族に対しても相談支援を実施する。 3 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉との綿密な連携を図り、総合的な支援提供の調整に努めるものとする。

3. 留意点

- ・サービス提供に先立ち介護保険被保険者証の内容を確認し、認定を受けていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われる様支援する
- ・利用者が係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき利用者、その家族の意向を踏まえ「通所介護計画」を作成する。作成した「通所介護計画」は利用者又は家族にその内容を説明し同意をもって交付する。
- ・「通所介護計画」は利用者等の心身の状態や意向などの変化により、必要に応じて変更することができる。

4. 支援内容及び利用料等

支援内容は次の通りとし、利用料の額は、厚生労働省告示上の額とし、別紙「料金表」に定める通り。

- ・支援内容については以下①～⑥に定める通りとする。

- ①個別支援計画の作成 ②食事の提供 ③身体介護 ④機能訓練 ⑤創作的活動 ⑥生産活動 ⑦送迎
- ⑧余暇活動(外出リハビリテーション等) ⑨健康管理 ⑩利用者又は家族に対する相談及び助言

- ・食事の提供については、販売価格(会員価格)の実費を徴収する。

- ・おむつ代、利用者希望で提供した教養娯楽費にかかる原材料費等については、実費を徴収する。

- ・移送費は、別紙料金表の通りの額を徴収する。

5. 利用料の支払方法

利用料は月単位で計算し、翌月に請求し、以下のいずれかの方法で支払い頂きます。

- ・郵便局口座からの引落(別途諸手続きがあります)
- ・銀行振込
- ・現金集金(※証拠が残る引落の方を勧めさせて頂いています)

6. 事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ・管理者1名(常勤兼務1名)

管理者は、業務の管理を一元的に行う。利用の申込みに係る調整、介護計画の作成等を行う。

- ・生活相談員(常勤兼務1名以上)

生活相談員は、利用者の生活相談業務、支援の統括、ご家族との連絡・調整を行う。

- ・機能訓練指導員(非常勤兼務1名以上)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- ・介護職員又は看護師(常勤又は非常勤1名以上)

介護職員は、自立支援、生活日常動作介助、その他必要な介護を行うとともに、施設への送迎を行う。

7. 緊急時の対応

・地域通所介護サービス・通所型サービス・生活介護のサービス実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等措置を講じる

・事業所は、事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡し適切な措置を講じる。

支援にあたり、事故・体調の急変が生じた場合には、事前の打ち合わせに基づき連絡します。

緊急連絡先①	氏名: _____ 住所: _____	続柄: _____ 電話: _____
緊急連絡先②	氏名: _____ 住所: _____	続柄: _____ 電話: _____
主治医	医療機関名 主治医: _____	診療科: 電話: _____

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族、介護支援専門員(地域包括支援センター等)等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

9. 個人情報の保護

利用者やその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を厳守し適切な取り扱いに努める

利用者の介護サービス関係機関との提供や事業所の介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。

外部へ 情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

・従業員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族に秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持を厳守するべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容に記載する。

10. 苦情を受け付けるための窓口

・提供したサービスにかかる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

支援の種類	支援内容
当事業所 相談窓口	窓口担当者:鈴木 しげ 電話番号:0466-34-8550 ご利用時間:8:30-15:30
公的機関	藤沢市 介護保険課・障がい者支援課 所在地:藤沢市朝日町 1-1 電話番号:0466-50-3527 0466-3528 ご利用時間:8:30-17:00 神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 所在地:横浜市西区楠町 27 番地 1 電話番号:045-329-3400 ご利用時間:8:30-17:00

・苦情を受けた場合は事実関係の調査、改善措置、記録の整備その他必要な措置を講じる。

・事業者は利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

11. 虐待防止の為の措置の関する事項

- ・虐待防止責任者の選定と設置、指針の整備、成年後見制度の利用支援、従業者に対しての研修を実施する。
- ・利用者に対する虐待の防止の為の対策を検討する委員会を設置し、定期的に委員会を開設すると共にその結果を従業員へ周知する。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

12. 身体拘束に関して

原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし自傷他害等の恐れがあり場合など、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は利用者に対して説明し同意を得たうえで次にあげることに留意して必要際草原の辺ないで行う事がある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。又事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行っていく。

身体拘束等の適正化の為の指針を作成し、対策を検討する委員会の設置。定期開催、その結果を周知徹底し従業員への研修を行う。

13. 衛生管理

- ・感染症予防及びまん延防止の指針整備を行う。
- ・感染症予防及びまん延防止対策の委員会を設置し定期的に開催する。
- ・従業員に対して研修並びに訓練を定期的に行う。

14. 業務継続計画・非常災害対策

- ・感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築する業務継続計画を周知する。必要な研修、訓練を定期的に行う。
- ・事業者は定期的に計画を見直し必要に応じて変更を行い周知する。
- ・サービス提供中に天災との他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じ、非常災害時の防災計画の策定と利用者の参加を含めた定期的な避難訓練を実施し実際の避難の指揮をとる。

15. ハラスメントの防止

- ・適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止しそのための指針を策定し周知し必要な措置を講ずる。

16. 地域連携

- ・地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力をねう等地域との交流に努める。
- ・利用者、利用者家族、地域住民の代表者等で構成する。
- ・推進会議に活動状況報告し、推進会議による評価を受けると共に必要な要望、助言を聞く機会を設けその内容を記録し公表する。

17. 留意事項

- ・事業所は、利用者が発熱を伴う風邪、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染を起こす可能性ある症状がある場合には、その利用者に対して、利用を休止させることができる。
- ・事業所は、飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、その利用者に対して、支援時間中に関わらず、途中で支援を中止することができる。
- ・利用者の都合で支援を中止にする場合には、できるだけ支援利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料600円を徴収致します。ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

18. その他

- ・事業者は職員の質の向上を図る為研修の機会を次の通りも置けるものとし、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3か月以内

② 定研修 月1回

この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所と当該事業所管理者で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

西暦 年 月 日
事業者住所 神奈川県藤沢市鵠沼海岸 7-20-21 事業者名 カルチャースクール 亀吉

説明者名 _____ 印

支援にあたり、利用者またはその代理人は説明者から本書面の説明を受け、同意し、交付を受けました

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人(契約上で利用者の意向・意思表示を確認できる方)

代理人住所 _____

続柄等 _____ 代理人氏名 _____ 印

(NPO 法人シニアライフセラピー研究所 2026.1.1版

